

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止のお知らせ

下記２の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第１７条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和８年９月１６日

前橋地方法務局不動産登記部門

登記官 田 中 真 澄

記

１ 手続番号

第０７００―２０２４―０００２号

２ 表題部所有者不明土地に係る所在事項

前橋市総社町総社字小河原大山１４８番６